

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

12 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	令和3年度 配水テレメータ設置に伴う既設配水情報システム改造その他業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	三菱電機株式会社 関西支社	¥19,690,000	令和3年12月7日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
2	令和3年度 庭窪浄水場外1か所計測設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	島津システムソリューションズ株式会社 大阪支店	¥1,111,000	令和3年12月6日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
3	庭窪浄水場庁内情報ネットワーク環境整備等業務委託	情報処理－ 情報処理	NECフィールディング株式会社 西日本営業本部 関西第一営業部	¥2,695,000	令和3年12月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—
4	令和3年度 長居配水場外1か所配水ポンプ設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	株式会社荏原製作所 西大阪支店	¥3,476,000	令和3年12月2日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
5	令和3年度 咲洲配水場配水ポンプ設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	クボタ機工株式会社 大阪支店	¥1,320,000	令和3年12月3日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度 配水テレメータ設置に伴う既設配水情報システム改造その他  
業務委託

### 2 契約の相手方

三菱電機株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、配水テレメータ設置及び水質テレメータ改良に伴い、水道局庁舎、柴島浄水場の既設の配水情報システム及び水質情報システムの改造を行うものです。

当該設備は、三菱電機株式会社が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されたもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、業務の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

さらに、同者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度 庭窪浄水場外1か所計測設備保守点検業務委託

### 2 契約の相手方

島津システムソリューションズ株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、庭窪浄水場及び鶴見配水場に設置している超音波流量計の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、島津システムソリューションズ株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、業務の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

さらに、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは島津システムソリューションズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号 06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

庭窪浄水場庁内情報ネットワーク環境整備等業務委託

### 2 契約の相手方

NECフィールディング株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、局内におけるファイル共有、メール、ポータルサイト、インターネット閲覧等のサービスを提供する大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク（以下「統合基盤等」という。）について、庭窪浄水場管理棟1階事務機器室から3階制御機械室へ通信機器を移設するとともに環境整備を行うものです。

統合基盤等につきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築された構成となっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、統合基盤等の構成及び設定状況等を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、統合基盤等に障害が発生した場合、その原因が統合基盤等固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのはNECフィールディング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局総務部ICT推進課（電話番号06-6616-5411）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度 長居配水場外1か所配水ポンプ設備保守点検業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社荏原製作所

### 3 随意契約理由

本業務は、長居配水場及び泉尾配水場に設置している配水ポンプ設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社荏原製作所が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構造並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、業務の履行にあたり、現在稼働中の設備に障害が発生した場合には、水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

さらに、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社荏原製作所が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度 咲洲配水場配水ポンプ設備保守点検業務委託

### 2 契約の相手方

クボタ機工株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、咲洲配水場に設置している配水ポンプ設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社クボタが自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構造並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、業務の履行にあたり、現在稼働中の設備に障害が発生した場合には、水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

当該設備にかかる保守点検業務はクボタ機工株式会社へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのはクボタ機工株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号 06-6815-2402）